

大和市イベント観光協会の後援名義使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市イベント観光協会（以下「観光協会」という。）が、後援名義の使用を承認すること（以下「後援」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 後援の対象となる団体は、国及び地方公共団体を除き、次の各号に該当する団体とする。

- (1) 団体の代表者が、原則として市内に在住又は在勤し、その所在及び身分が明らかであること。
- (2) 市民の福祉の向上に寄与すると認められる団体であること。
- (3) 前各号のほか会長が適当と認めたもの。

2 後援の対象となる事業は前項に規定する団体が広く市民を対象として実施する事業で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 事業等の目的が産業、観光、文化等の振興、及び公共の福祉の向上に寄与するもので、かつ、営利目的でないこと。
- (2) 原則的には入場料が無料であること。ただし、会費程度の徴収で利益が生じない場合又は利益が出たときには福祉団体等へ寄付する場合は、この限りではない。
- (3) 前各項のほか会長が適当と認めたもの。

(申請)

第3条 後援を受けようとする団体の代表者は、事業を実施しようとする日の30日前までに、後援名義使用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に認めた場合は、必要事項を記載した任意の書式で申請すること並びに必要事項及び添付書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体の会則
- (4) 役員名簿

(承認及び条件)

第4条 会長は、前項の申請書を受理したときには、内容を審査し、適当と認めるときは、次の条件を付し、代表者に後援名義使用承認（第4号様式）を交付するものとする。

- (1) 事業計画に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること、
- (2) 申請書若しくは添付書類の内容に虚偽があった場合又は会長が必要と認めた場合は、承認を取り消すことができる。この場合において、当該取消しにより生じた損害について、会長は一切責任を負わないものとする。

(実績報告)

第5条 団体の代表者は、事業終了後は速やかに次の書類を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 事業実績報告書（第5号様式）
- (2) 事業収支決算書（第6号様式）

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

